

## 廃棄物処理施設建設工事に係る入札・契約の適正化に向けた 取組の方向性（中間とりまとめ）に対する意見募集の結果

### 1. 趣旨

本中間とりまとめは、これまでの検討会での議論を踏まえ、市町村が事業主体として入札・契約手続きを行っている廃棄物処理施設建設工事での問題点、今後の取組の方向性を要約したものである。

今後は取組の「方向性」をもとに、入札・契約手続きの適正化のためのマニュアルづくりや、方策の具体化・詳細を検討していく。

### 2. 課題と適正な価格を妨げる要因分析

廃棄物処理施設建設工事は、技術的に複雑・高度であること、性状が多様で変化しやすい廃棄物の処理を対象とするため経験工学的な技術の蓄積が重要であること、プラントメーカーに技術・ノウハウが集中していること等から、工事を請負うプラントメーカーが市場において強い影響力・支配力を有しているという特徴がある。

一方、発注者側である市町村は、一部の大都市等を除き、20年に1度程度の事業ということもあり、廃棄物処理、処分の知識・経験の蓄積や専門技術者の確保が非常に困難な状況となっているため、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する専門的能力が不足している。

また、廃棄物部門の建設コンサルタントは、市町村の発注事務の代行者・補助者としての役割が期待されるが、プラントメーカーに技術・ノウハウが蓄積・集中していることから、こうした役割を十分に果たすことが必ずしもできていない。

このように、発注者と比べ高い技術力を有するプラントメーカーに競争を促していくためには、市町村等の職員の発注能力を高めることと、競争が働くような構造をもたらし発注方式や選定方式を導入した入札・契約方法に積極的に転換していくべきである。

このほか、ダイオキシン類対策など環境規制の強化に伴う技術開発も、価格を押し上げる要因であった。さらに、立地に際して住民との合意形成を図るための、環境負荷を法令等の基準より低減する追加的対策によっても価格が高くなっている。市町村は、廃棄物処理事業の収支や処理施設の環境保全設備整備の内容と保全効果などの費用対効果の説明などを納税者である住民に対し行うことが求められるが、その際には、こうした点も住民に十分に情報提供し、ごみの排出抑制や費用対効果のより高い施設・処理方式を選択できるよう取り組むことが重要である。

価格について各メーカーと交渉しながら決定することができればいいが、市町村は民々の取引のような駆け引きができないから高値になる。	自治体
可燃ごみ処理施設が一市町村に一つというのではなく、各県に一つ程度で良いのではないか。収集は市町村の責任において、処理は県が主体的に行うという制度について検討すべき。	自治体

プラントメーカーに一括発注する場合、専門のプラント部分に多くの資金が投入される傾向があり、住民の目に接する外観や周辺設備部分への配慮が欠如しがちとなる。それを補うために地元建設業者等の活用が有効である。住民の不安が増せば、処理施設は避難の対象となるので、こういった内容についても検討していただきたい。	自治体
住民からA市は法規制値より下げているのに、本市ではできないのかと責められ、各自治体はいたずらに自主規制値を下げているので、これに歯止めをかけるべきである。こういった風潮の中で、各メーカーは「当社では、法規制値からここまで下げられる」と営業し、高値になっていく。そのため、国が法規制値の意義について、マスコミや国民全てが同じ理解をするような啓発をすべき。	自治体
高値の要因は、プラントメーカーの市場影響力ではなく、自治体を実施する追加的な環境対策や住民理解のための仕様による。	メーカー

### 3. 適正な価格で契約を行うための方策検討の方向性

発注者である市町村が、適正な価格での契約を行えるようにするためには、市町村の技術力不足を補い、取組を支援する方策と、プラントメーカー及び建設コンサルタントに公正な競争を促す方策が必要である。

また、既に「公共工物品質確保法」や「公共工事入札・契約適正化法」等により、公共工事の適正な発注の方策として、総合評価落札方式の導入、入札・契約適正化基本原則、談合等を行った入札参加者の指名停止や違約金特約条項の導入、低入札価格調査制度などが位置付けられているところであり、これらの積極的な導入・活用が必要である。

こうした点を踏まえた上で、廃棄物処理施設建設工事については、次の方策の導入を検討すべきである。

#### (1) 市町村における取組を支援する方策

国において、(2)に提示するような発注・選定方式の導入等に役立つ市町村向けのマニュアル(手引き)を作成するほか、以下のような方策が考えられる。

#### 入札・契約等の情報の分析と共有

国が各地方公共団体における入札・落札額(工事費用内訳書を含む。)や、しゅん工時における地方公共団体の工事成績書などの情報を収集し、必要な解析を行い、市町村が利用できるデータベースや、相互に情報交換することが可能な仕組みを構築することが有効である。

データベースには、入札・落札額や工事成績書以外に、当該自治体の人口・面積、施設の処理能力、処理方式等の基本的な情報についても広く盛り込んでもらいたい。	自治体
データベースには、竣工後の施設の状況についても盛り込んでもらいたい。例えば、トラブルへの対応やメーカーの補償内容、会計検査院からの指摘事項など、発注時のみならず、平時から活用したい。	自治体
市町村によって契約範囲、発注単位、発注仕様などはまちまちの状態。そのため、データベース化するには、これらのメニュー化を行い、また、地域特性等も踏まえた汎用性の高いものとするれば効果は大きいのではないかと。	自治体
メーカーからの見積を参考として建設事業費を決定することは当然であるが、トン当たり単価等の建設費の動向をある程度把握する必要がある。また、新技術の動向も把握した上で、検討する必要がある。	自治体
データベースには、施設の総事業費だけでなく、設備類の個別の価格情報(内訳)を明示することが必要。	自治体

データベースではなく、検討会の報告書に事例紹介を載せてはどうか。例えば、当市の第二清掃工場は、一般競争入札で行い、運転管理については長期責任包括委託契約で全面委託している。これは、現時点で全国の自治体の中では最長（20年プラス、オプションで5年の延長可）となっている。	自治体
データベースという形をとれなかったとしても、アンケート調査等を定期的に行い、結果などをHP上に掲載してもらえただけで助かる。	自治体
当組合においても、先進施設の入札条件、落札結果等を調査したが、かなり苦慮した。提案されているようなデータベースがあれば、情報共有でき、入札事務の参考にすることができる。	自治体
他の自治体の例が容易に入手でき、参考にすることができれば、総合評価落札方式の普及が進むと思うので、こういった情報の共有化の仕組みをつくってほしい。	自治体
建屋の仕様水準、環境対策水準など各種の建設条件によって建設費が異なるため、単純な価格の比較でなく、詳細な設計条件の分類を導入した上でデータベース化してほしい。また、このデータベースは低入札価格調査制度の実効ある運用を前提としたものでないといけない。	メーカー

また、入札・落札額などを広く公開することで、プラントメーカー等の公正な競争を促し、適正な価格の形成にもつながることが期待される。

これまでに提示されているものより、もっと詳細なトン当たり単価や事業費、契約額などの情報提供が必要。これにより、施設整備を行う市町村と類似する発注仕様の整備事業費の根拠とできる。	自治体
--	-----

#### 市町村の工事発注事務に対する支援体制の構築

20年に1回程度の建設事業となり、知識・経験の蓄積が不十分な市町村等の職員をサポートするため、公正・中立な立場にある専門家や高い技術力を保有する大都市職員及び関係者などからなる専門家集団を構成し、個別案件や全国的な価格動向などについて、技術的な評価・分析が行えるようにすることが有効である。

また、こうした専門家集団の協力を得て、事業計画中の市町村等の職員を対象とする研修を行うことも考えられる。

技術力の向上に一番重要なのは経験であり、他市町村の経験を引き継ぐことができる何らかの方策（例えば、施設整備を行っている市町村への担当者の出向が行いやすい制度の創設、施設整備のみに関する広域化に係る制度の創設など）が必要。	自治体
特に重要であると考え。機動力が必要。	自治体
施設整備を控えた市町村は、研修への参加意欲も高いので非常に有意義。ただし、長期の研修への参加は難しい。	自治体

国においては、専門家集団を構成し、専門家が貢献できる役割の範囲を考慮して、また、大都市職員の協力が得られ、かつ、実効性のある、支援体制の仕組みづくりを検討すべきである。

専門家集団を立ち上げ、認知させるには相応の時間が必要である。全都清、研究財団、日環センターなどの既存組織を活用し、その機能・位置付けを見直すことにより、専門家機能を担うことができれば、効率的であると考え。	自治体
施設整備を行おうとしている市町村職員を対象とした人事交流、派遣研修等の制度化を望む。常態的に施設整備を行っている大都市に、当該市町村の職員を派遣し、実務を経験させることが必要。また、既存組織における人材育成プログラムの充実も重要。	自治体
施設整備事業の中での専門家の位置付け（民間コンサルタントとの関係など）のモデルケースを想定する必要がある。	自治体

数十億円の資金を投じる施設なので、市町村には不安がある。国等の専門家による支援体制は不可欠。	自治体
20年に1度程度の事業に職員を配置することは、大都市でないと難しい。逆に、専門知識が必要な部分はできるだけアウトソーシングして、行政運営に係る人件費を抑えていかないと、今日の財政難に対応できない。	自治体
全都清や日環センターによる市町村支援が必要	自治体
支援体制の整備は、各地方単位または各都道府県単位で行うことが有効。	自治体
20年に1度程度の事業であるので、普段からスタッフを確保できない状況である。国や全都清が専門家集団を組織し、市町村の技術審査、入札・契約、財務面に対する支援を行うことは、非常に有意義。	自治体
アドバイザー機関を設けて、市町村に派遣する。全都清の技術委員会と提携し、技術員を市町村に派遣する。廃コン協と提携し、契約アドバイスをを行う。といったことを行う必要がある。	自治体
国による専門家集団の組織化には大賛成。現在の地方の職員配置等を考えると、積算方法の整備や総合評価落札方式の導入により、地方の負担は大きくなることから、対応することが難しい。	自治体

全国の市町村職員の専門的能力を大都市職員と同レベルにすることは困難であっても、発注者として責任を持って業務を担当する職員に対し、業務を十分に実施できるよう、的確な情報を提供し、技術的知識を備えてもらうことは、市町村が発注者としての責任を果たせるようにするためにも、極めて重要である。

#### 建設工事積算手法の適正化

廃棄物処理施設建設工事については標準歩掛が定められているが、その中で中核部分の設備であるプラント設備の単価については、二者以上の見積書等を参考として使用することとされているため、多くの市町村ではプラントメーカーの見積書のみによる方法がとられているが、客観性や競争性の向上を図る観点からは、全国的な情報を活用して算出するなど、現行の方法を見直すべきである。具体的には、(1)により、全国の市町村の既存事例における契約価格や工事費用内訳書などの情報を収集分析し、プラント設備を構成する各設備の価格データから積算の参考となる資料(例えば、単価の平均値、最低・最高値などの統計値)及び積算方法を整備して、市町村に提供することによって、より適正な積算ができるようにすることが考えられる。

国が標準価格を示すことで、メーカー主導の建設工事を市町村主導にすることができる。	自治体
施設の総事業費は公開されているが、設備類個別の価格情報はブラックボックスとなっていることが問題 標準仕様書、標準的な価格帯、最新技術動向(標準価格も併せて)を示すことが必要。	自治体
全体事業費でなく、工種区分ごとに価格を比較する場合には、工種区分の混同や重複による価格データのばらつき、ダンピングによる異常に低すぎる価格事例が想定されるので、十分な精査をおこなってもらいたい。	メーカー

このようにすることで、発注者である市町村においても、見積書のみによって予定価格を作成するのではなく、積極的に他市町村の既存事例の情報を収集分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが可能となると考えられる。

これらの取組により、価格の透明性が確保されるとともに、新しい技術の導入によるものを含め、コスト縮減にも資すると考えられる。

プラント設備の価格や単価の分析にあたっては、技術研究・開発による技術進歩が早いことなどから、技術面での専門的な検討が必要となる。このため、全国の価格等の情報の分析にあたっては、技術開発コストを正當に評価することを含め、の専門家集団による専門的検討・レビューを定期的に行うことが適切である。また、いくつかの事例を代表例としてピックアップし、後述するような海外プラントメーカー又は国内のエンジニアリング企業による仕様と価格のピアレビュー的な分析を導入することも検討すべきである。

技術開発コストを正當に評価することは難しい。何らかの指標が必要。	自治体
どのメーカーでの施工できる普遍的な技術を用いた施設しか交付対象にしないとといった特約事項をつくれぬか。車のメーカーのように、部品の共有や、技術の提供がなされないのは、プラントメーカーの身勝手である。	自治体
メーカーの見積が適正かどうかの判断ができないため、発注仕様書を満足する機械設備の組み合わせに応じた工事価格の基準となる積算手法を確立してほしい。	自治体
技術開発コストを正當に評価する積算手法を検討し、その具体的な指針を示してもらいたい。	メーカー

また、発注仕様書の内容に大都市と中小都市で相当の差があるので、標準的な仕様書を整備し、市町村に提供すべきである。

既に、(社)全国都市清掃会議から「発注仕様書の手引き(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修)」が出ているので、これを補完するような手引きを期待する。	自治体
標準的な仕様書の整備にあたっては、寒冷地対策などの地域的な特殊事情についても配慮してもらいたい。	自治体
市町村の財政負担の増加が不安なので、発注者が取り組まなければならない事項を具体的かつ詳細に記載した手引きを整備してもらいたい。	自治体
手引きの位置づけを明確にしてもらいたい。廃棄物処理施設整備の現場では、様々な意見に対しての説明が必要となるので、この手引きに反する手続きを行うことが困難になる。そのため、どの程度の拘束力があるものなのかを明確にほしい。	自治体
標準的な発注仕様書の提示は大変有意義。多くの市町村はゼロから仕様書を作成しなければならず、そのほとんどを民間コンサルタントに依存している状況であり、その成果物としての発注仕様書が適正なものかどうかを判断することもままならないので。	自治体
住民に対する説明責任があり、情報公開の対象ともなっていることから、メーカーの選定や契約を慎重に行う必要がある。そのため、手引きの中で中立的立場の専門家や団体を指定してもらいたい。参考程度の提示でもありがたい。また、手引きを出す際には、説明会等を開催してもらいたい。	自治体
メーカーにより技術や方式が異なっていることや、住民対応等により、これまで行われてきた発注・契約方法が現実的である。	自治体
最近の清掃工場は豪華な工場が多く、これを視察した議員や住民の要望は過剰になる。便利だからといった単純な理由で、どこかの自治体が採用すると、それが一般的な仕様となり、さらに建設費が増加していくことが懸念されるので、標準的な仕様を示してもらいたい。	自治体

### コンストラクションマネジメント方式(CM)の導入・活用

専門的知識を有する者が、発注者の多種多様な業務に関する代行者・補助者(Construction Manager(CMR))として設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行うことにより、発注者側の技術力不足をカバーし、適正な価格と性能保証が担保できる施設の円滑な整備が、より容易になると期待できる。

注：民間の能力を活用したCM方式は、CMRの責任分担を明確にすることが必要となるが、より適正な

価格で発注者のニーズにあった技術・システムが受注者側から提案されるような構造に変換する有力な手法の一つであると考えられる。

このため、国はCM方式の導入をバックアップすべきであり、当面、市町村向けの「入札・契約手続きの適正化のためのマニュアル（仮称）」の策定にあたって、市町村にとって参考となるようCMに関する基礎的情報を盛り込むほか、市町村がCMを検討し活用できるように市町村のためのCM活用の手引き的なことを記載するなど、基盤を整備する必要がある。また、廃棄物処理施設建設プロジェクトの分野におけるCM方式によるビジネスモデルを検討し、民間の取組を促進することも必要である。さらに、例えば、CMを含め、透明性・競争性の高いモデル的な事業を実施する意向を持った自治体からの提案募集を行い、そこで優れた提案を評価し、当該自治体や企業を広く知らしめるといったモデル事業を行うことも検討すべきである。

CM方式は、CMRが工事に関するリスクを直接負うかどうかによって、2つの形態に分けられる。具体的には、発注者が設計会社やプラントメーカーと契約を締結し、設計審査・施工について最終的な責任を負うピュアCM（CMRはマネジメント業務のみを行う。）と、

CMRが発注者の同意を得た上で、設計会社やプラントメーカーと契約を締結するアットリスクCM（CMRは工事費総額など、施工に関するリスクを負担する。）に大別される。

注：既に、土木・建築分野ではCMを導入した発注方式が始まっている。

廃棄物分野におけるCMは、建設コンサルタントがピュアCMを、プラントメーカーがアットリスクCMを行うことが考えられる。廃棄物処理施設は化学、電気、機械設備などが複合した総合的な施設であるが、現状の建設コンサルタントには、事業全体についてのマネジメント業務を行う技術力が必ずしも備わっていない。このため、ピュアCMを行うことができるようにしていく必要がある。すなわち、ごみ焼却施設の例で言えば、化学工学、機械工学、電気工学、土木工学などの専門技術と、これらをシステム化する技術を有する人材を備え、設計から施工にとどまらず、計画から維持管理までを含めて発注者のアドバイザーとなることを目指すべきである。また、プラントメーカーの場合には、メーカー間で技術内容の開示がされなければ、CMが困難となる可能性があるが、プラントメーカー間での技術のクロスライセンス契約が行われたり、施設建設と施設の運転管理・補修が別々の企業になる場合も始まっていることから、アットリスクCMが新しいスタイルとして導入される可能性もある。

注： である廃棄物分野のCMは、廃棄物処理施設建設プロジェクトの川上側にあたる企画段階ともいえる「事業の計画」から、川下側にあたる「竣工後のメンテナンス」までも含みうるものである。こうしたプロジェクトマネジメント（PM）にCMを包含して、PM/CM方式と呼ぶこともある。

CMを行う者の「プラントメーカーからの独立性」と「プラントメーカーと同等以上の技術レベルの向上」に疑問があり、どこまで実現できるか不安。	自治体
市町村が下水道を整備する際に、日本下水道事業団に設計から施工までを一括して委託し、整備完了後に引渡を受けるといった制度があるが、廃棄物処理施設でも導入を検討できないか。	自治体
建設コンサルタントを分類し、環境部門を明確にする必要がある。メーカー間の技術のクロスライセンス契約や、アットリスクCMについては、実現させることで全ての問題解決につながると考える。	自治体
CMRには、多岐かつ専門的な技術力が必要とされることから、同制度の構築に向け、国の強力なバックアップを期待する。また、廃棄物処理事業については、大規模かつ複数年になることから、事業の段階（計画、施工、竣工等）に応じたCM方式の構築も必要。	自治体
CMを行うのに適した人材の確保が課題	自治体
CMを新たな資格制度として導入するのか、現状の各種資格（技術士、コンサルタント協会資格）との整合を図るのか、または全都清等を使うのかという議論が必要。	自治体
的確なCMRの確保が将来的な課題であると認識している。	メーカー

<p>(参考意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・施工一括発注方式とCMとの関連が明らかでないので、その責任区分を明確にしてもらいたい。(設計・施工一括発注方式の推進というのが、メーカー側の考え。また、業界で共同してCM会社を作ると、メーカーが他メーカーの上に立ってマネジメントするということになるので、当然、拒否反応が出るのが予想される。)</li> <li>・CMのコスト分だけ、トータルコストが上がることになる。また、アットリスクCMの場合、これまでと同様にメーカーに一括発注すれば不要となる。</li> <li>・その他CMと、総合評価落札方式や長期包括的運営事業との整合性にも注意が必要。</li> </ul>	
<p>建設コンサルタントが行うピュアCM業務の範囲の明確化　その上で、コンサルタントの報酬体系(歩掛を含む。)の明確化　CMRの業務範囲や施工業者との責任関係、CMRの選定方法や契約方式などの例示　を行い、CM導入・活用を円滑に推進できる環境整備が必要。</p>	<p>コンサルタント</p>

## (2) 工事発注・選定における対応

公正な競争を促すため、発注段階において市町村が取組むべき事項として、以下の項目が考えられる。

### 総合評価落札方式の導入・活用

一番安い価格を提示した業者を落札者としていたこれまでの落札方式に代えて、「価格」の他に「価格以外の条件や要素(施設の品質や施工方法等)」を評価の対象に加えて、総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする方式(総合評価落札方式)を採用することは、技術・価格の両面で業者間の競争を促進させることができると考えられるので、市町村において、総合評価落札方式を積極的に導入すべきである。

<p>総合評価落札方式の推進には賛成だが、価格と非価格的要素のウエイトの置き方が非常に重要となるため、その標準的な考え方を手引きで示してもらいたい。また、他自治体の事例を容易に入手できるような仕組みを合わせて作ることで、同方式の普及が進むと考えている。</p>	<p>メーカー</p>
<p>総合評価落札方式を採用した場合で、各社の性能に優劣がほとんどない場合、デザインなどの主観で判断されるところで評価されないか。もし、そうなると評価者や権力のある者に影響されると思うので、その辺についても全国的に統一された評価基準を示してもらいたい。</p>	<p>自治体</p>

このため、全体で評価ができる基準を整備し、国は総合評価落札方式の導入を促し、支援すべく、本方式のコンセプトやモデルケース、ポイントとなる留意事項などを市町村向けのマニュアルに盛り込むことが適切である。

特に、ごみ焼却施設建設工事においては、予め方式や機種を選定する方法がこれまでとられているが、このような方法は、元々少ない入札参加企業を更に絞ることとなるため、競争性の向上という観点から見直し、方式や機種を選定することを含めて、総合評価落札方式の中に取り入れていくことが有効である。

注：廃棄物処理施設建設工事の分野では、従来から、発注者が各種法規制、構造基準、維持管理基準、性能指針などに基づいて、施設の能力(ごみの焼却能力等)、公害防止上の条件(排ガスや排水の有害物質等の濃度の上限値)などの性能要件を定めた上で、施設の詳細設計も含めて発注する、いわゆる性能発注方式(設計付き施工契約)が取り入れられている。総合評価落札方式は、これをさらに進めて、市町村において必要とする項目(処理システム全体でのエネルギー、資源の回収効率や、最終処分する処理残さの量・性状など)を価格以外の要素として設定することになると考えられる。

市民に対する説明責任という観点からも、価格以外の要素として何を設定するのか、価格と非価格要素のウエイトの置き方などが重要である。

マニュアル等に比較基準を示してもらいたい。また、住民に対して透明性を確保できるか、市町村で判断可能かといった疑問がある。	自治体
価格以外の要素として何を設定するか、価格と非価格要素のウエイトの置き方は非常に難しい問題なので、ある程度の標準化を望む。また、総合評価落札方式の実施に当たっては、2人以上の専門家を置く必要があるが、専門家の人選も難しい問題の一つである。この分野での公的な人材バンク的な支援システムも必要ではないか。	自治体
総合評価落札方式は価格だけでなく、環境負荷の低減、資源回収量増加、最終処分量削減やコスト縮減策について、住民説明や費用対効果の観点からも優れた方式。	自治体
総合評価落札方式のガイドラインを、できるだけスリム化した形で作成してもらいたい。これにより、事業イメージが湧きやすく、議会等への説明が楽になり、コンサル発注経費等も節約でき、結果的に要求水準が作りやすくなり短期間での審査が可能となる。	自治体
評価基準の整備が必要。この際、建設事業と運営事業を併せた発注方式を基本に検討していくことが重要なので、PFIやPFI的事業に対応した評価基準の整備が必要と考える。	自治体

#### 施設の建設事業と長期包括的運営事業を併せた発注方式

廃棄物処理施設建設工事に加え、竣工後の長期包括的運営事業を一括した価格競争を求める発注方式は、運営を含めたトータルの事業での競争を導入することとなると考えられ、また、長期間にわたる運営をも含めた契約によりライフサイクルコストの低減を図ることも可能となると考えられる。

長期包括的運営事業を実施する可能性はあるが、運営の範囲、リスク負担について明確化を図るべき。	自治体
運営コストがライフサイクルコストに占める割合は大きく、国の支援も無いので、市町村にとっては重大な関心事。早期に選定方法や契約約款の標準化が図られることを期待する。	自治体
長期運営を含む契約では、豊富な経験と実績及び実績に基づく経費の算定が重要となり、「過度の実績主義の見直し」と相反する部分がある。	自治体
実績のないメーカーの場合には、ランニングコストが過小に見積もられる傾向があり、長期の安定運転の確保に支障をきたしかねない。そのため、運転実績の各種データの共有化が必要。	メーカー

したがって、市町村において、この発注方式を積極的に導入することが有効である。その際、建設工事と運営事業を一括して発注する場合に、価格のみを競争する方法もあるが、選定を総合評価落札方式により行うことが、より質の高い廃棄物処理事業を行う上で有効である。

運営の範囲、リスク負担について明確化しないと難しい。運営も含めた一括発注であれば、価格のみの競争で構わない。	自治体
--	-----

また、民間の資金・活力を取り入れたPFI方式は、法制度も整備され、廃棄物処理事業の分野でも導入事例が蓄積されてきており、民間がリスク分担し、建設と運営のトータル価格と技術や事業内容の工夫で競争を行うものであるから、建設工事と運営事業を併せて発注する方法として適しており、今後とも導入促進を図るべきである。

PFI事業を実施するにあたって不安があるので、成功例が必要。また、リスク分担については、実例に基づいた細部についての検証が必要。	自治体
--	-----



<p>P F Iの実例として、  <b>【事業発注形態】</b>  実施方針、要求水準書等を公開し、質問回答も全て公開したため、各応募者間の不平等はなかった。二度のヒアリングを行い、応募者の意見を募集内容に反映させた。民間のノウハウにより、要求水準を超える技術提案を得られた。事業期間中の行政職員の人件費を大幅に節減できる。V F Mが予想を上回った。  <b>【今後の課題】</b>  税制面 市町村設置の場合と異なり、設置許可手続きが必要なこと。</p>	自治体
<p>建設工事のみにとどまらず、稼働後の維持管理経費を加味した入札方法の検討を行うべきである。P F Iの有効性については認識しているが、リスクが大きいいため、他の方法を模索すべき。  初期投資が高くなっても、後の維持管理費が安いものは採用すべきであるが、現状の入札制度では、発注仕様書に明記するか、メーカーからの提案がない限り表面に出てこないと思われる。</p>	自治体
<p>P F I事業に関する知見が蓄積されてきているので、市町村とS P Cのリスク分担の問題、イコールフットィングの問題、税制上の問題などについて、先進事例を分析しながら、導入環境を整備していくことが必要。</p>	メーカー

こうした発注方法においても、( 2 ) と同様に、方式や機種選定を含めて行うことが有効である。

注：施設建設を請け負ったプラントメーカーが、維持管理を実質的に請け負う( 関連会社等が請け負う ) ことが多いことから、建設と運営をトータルで競争させることが建設工事、運営事業の発注において、競争性を高める上で有効( 発注方式 )。その際、価格以外に、建設と運営のトータルについて、技術や様々な工夫( 例：焼却残さの処理システムなど ) も含めて提案を受けて、総合評価落札方式で選定することも可能( 選定方式 )。

<p>今後のあるべき方向であり、P F I事業に特化したマニュアルや支援体制の整備を望む。</p>	自治体
---	-----

### 指名競争入札の見直し

廃棄物処理施設建設工事では、発注者である市町村が、焼却施設では処理方式を選定した後に、技術力・経営状況等について適当と認める複数の業者を指名し、指名業者のみを入札において競争させる発注方式が多く導入されているが、競争性を向上させる観点から、指名業者の選定にあたって、処理方式を選定せずに技術資料の提出を公募し、提出者の中から入札参加業者を指名する公募型指名競争入札が有効である。さらに、公募に応じて提出した者から、指名業者を選定するにあたって、資格を満たす業者は全て指名する取組も、一部の地方公共団体で進められている。

<p>条件付きの一般競争入札と変わらないので、公募型指名競争入札はそれほど有効とは思わない。当市では、業者にプレゼンしてもらい、ヒアリングを行った上で、メーカーの意欲やスタッフの能力を検証したが、こういった取組は必要と考える。</p>	自治体
<p>公募型指名競争入札が好ましいが、これに実績を加味する必要がある。高度な技術を必要とする廃棄物処理施設建設工事については、実績が重要となるので単純に一般競争入札という訳にはいかない。</p>	自治体
<p>参考見積設計を聴取する際、門戸を広げることが必要である。その意味で、公募型指名競争入札は良い例といえる。当市においても、実績等の条件を付した公募で参考見積設計を聴取し、技術審査を経て、条件を満たした業者を全て指名し、競争入札を行った。</p>	自治体

<p>公募型指名競争入札の導入に際して、資格要件が厳しくなりすぎたり、施工能力に疑問のある業者が参加したりしないよう、資格要件の標準的な考え方や指針（性能指針に基づく実証データを有しているということや、納入実績を十分に持っているということなど）を示すことが必要。</p> <p>また、これについても他自治体の事例の入手が容易になることによって、普及が進むと考えられるので、これらを合わせた仕組み作りが重要。</p>	メーカー
---	------

### 機種選定方式の見直し

(2) に掲げたように、これまでごみ焼却施設建設工事において行われている方式選定・機種技術審査を競争性を高める観点から見直し、方式選定自体を競争的に行うことを原則・基本とすべきである。

基本となる方式選定、機種技術審査などについて、国等によるマニュアルの整備が必要	自治体
方式選定自体を競争的に行うには、各方式に精通した知識が必要となり、選定する方式の比較が非常に困難になる。また、市町村における施設に対する方針が曖昧になり、メーカー主導の施設建設となることが懸念される。	自治体
さらに、環境アセスの作成において、焼却方式が未定だと予測評価が困難になるのではないか。	

### 設計・施工一括発注方式

設計（実施設計）・施工の分離発注が、廃棄物処理施設建設工事の競争性向上には必ずしもつなげていないおそれがある。本来、見積仕様書や発注仕様書を作成する設計者は発注者側に立って、施工者と交渉を行うことが期待されるが、極めて低い価格で設計・コンサルタント業務を落札した設計者に、施工会社が協力し、協力した施工会社が施工業務を落札するなど、不透明な構造もあるのではないかと指摘されている。

しかも、廃棄物処理施設建設工事は、本来、処理方式やシステム等について高度な技術上の提案を求めるものといえ、プラント設備については、設計・施工一括発注方式が多く行われてきている。

さらに、総合評価落札方式による選定や、PFIをはじめ建設事業と運営事業を併せた発注方式の導入が進むことから、今後は設計・施工一括発注方式を基本とすべきである。

なお、ダム等の土木構造物の分野で設計業務を行っている技術力のある建設コンサルタントの場合には、最終処分場について実施設計を行い、発注者である市町村側に立って、設計はもとより、施工監理も含めて、発注者支援をすることが可能である。このような建設コンサルタントを活用して、最終処分場の建設工事を行う場合には、設計と施工の分離発注方式を選択することも十分可能である。

注：最近では都市のランドマークとして廃棄物処理施設を位置付け、建築物とプラント設備を工種別に発注し、建築物について設計と工事を分離発注することも行われている。

<p>設計施工一括発注方式は、メーカーの技術力が支配的となるプラントを中心とした施設設計を対象とする。</p> <p>メーカーはアットリスクCMを実施する。</p> <p>コンサルはメーカーとは別にピュアCMを実施する。</p> <p>この～の条件を付すことで、一括発注方式による設計が施工者の意向に左右されるというリスクがヘッジされる。</p>	コンサルタント
設計施工一括発注方式の推進については大賛成である。最終処分場の排水処理施設についても、高度な技術を要する施設であるため、この方式を基本とすべきである。	メーカー

### 建設コンサルタントの中立性の確保等

建設コンサルタントは計画・基本設計段階の業務、発注段階の発注者支援業務及び施工監理業務を行っているが、特定のプラントメーカーやゼネコンとの利害関係が無いこと等の中立性の確保が不可欠である。

また、計画・基本設計段階の業務は指名競争入札が行われ、その後の段階の業務は、計画・基本設計段階の業務の受注者と随意契約となることが多い。そこで、建設コンサルタントは、これらの業務の中で一般に契約金額がもっとも多くなる施工監理業務を獲得しようとして、計画・基本設計段階の業務を安値・低価格で入札するインセンティブが働く構造になっている。このような構造は、建設コンサルタントの技術力を向上させる妨げとなり、また、発注者側にも適正な対価に見合うコンサルタント業務を受益できなくしている。

このようなことから、計画・基本設計業務は、発注者支援業務及び施工監理業務とは別のコンサルタントに発注・契約することを基本とすべきである。今後、方式・機種選定の段階から競争的に行う発注方式が導入されれば、計画・基本設計業務とプラントメーカーの設計・施工業務はますます関連性が深くなることから、計画・基本設計業務と発注者支援業務等を同一コンサルタントが受注することは避けるべきである。さらに、発注ロットの細分化が避けられるのであれば、発注者支援業務と施工監理業務を別々のコンサルタントに発注・契約することも検討すべきである。

また、ここでいう発注者支援業務とは、発注仕様書の作成、技術審査支援、発注事務支援などであるが、発注者支援の業務内容を明確化し、適正な対価が報酬として支払われるようにすることで、建設コンサルタント間の競争が促され、技術力の向上が期待される。

注1： 発注者支援の業務内容を明確化し、適正な対価が報酬として支払われるようにする方法として業務の具体的事項と業務量を明確にし、単価を設定することが考えられる。例えば、国において、積算方法を示すというアプローチもある。

注2： 建設コンサルタントに発注者支援業務を発注し、建設コンサルタントを選定する場合にも、総合評価落札方式を導入することが考えられる。また、技術力、経験、体制を含めた提案書（プロポーザル）の提出を求め、その内容を評価し、最も適した業者を選定する方式（プロポーザル方式）も考えられる。

基本設計業務、発注者支援業務、施工監理業務等を同一のコンサルタントに委託しないためには、国等による市町村向けの支援体制が必要。	自治体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際には、計画設計業務は、発注者支援業務という範疇の中の業務として行われており、これらを単純に分割できるかどうか疑問がある。</li> <li>また、最終処分場などのような土木中心施設については、技術的にメーカーに引けをとっていないので、設計の一貫性・経済的合理性の観点から、別のコンサルタントに分割発注する必然性は乏しい。</li> <li>・施工監理業務と関連した低価格入札の指摘については、ほとんどが競争入札であり、随意契約で行っていないので、こういったことは無いと考えているし、あれば排除する。</li> </ul>	コンサルタント
他の事例を見ると、コンサルタントの中には経済的に成り立たないような異常に安い価格で受注している者もあり、次の計画の随意契約や、施工業者に有利な仕様にする見返りをもらっているのではと邪推される。こういった不安の中で、国によるコンサルの資格審査制度やダイオキシン測定会社の登録制度といったものがあれば助かる。	自治体

一方で、技術力の確保を担保するため、案件ごとに専任の技術者（技術士の資格を有し、案件について責任を有する技術者等）を登録するなど、能力を超えた受注を防止する仕組みを新たに導入することも検討すべきである。

技術士の資格は必ずしも必要ない。実績を重視する必要がある。	自治体
-------------------------------	-----

さらに、将来的には、建設コンサルタントの責任分担を明確にしつつ、(1) に提示したプロジェクト自体のマネジメントをするピュアCMを行えるような、発注者のアドバイザーになることを目指すべきものと考えられる。

### その他の競争性を高める方策

全国の市町村において、入札結果の公表を実施することで、入札・契約手続きの透明性の確保が図られ、入札参加事業者の競争を促す効果があると期待される。また、予定価格の事前公表については、例えば、価格以外の要素を含めて評価する場合には、技術や提案内容による競争が促されると考えられることから、効果を検証するべきである。

また、(1) のような体制を整備することで、各市町村間での情報の共有が可能となり、入札参加事業者に対する監視・牽制効果も期待できると考えられる。

このほか、入札参加資格を決定する際の要件として多く用いられている納入実績等は、補足的な要件と考えられる。当該工事の実施可能性を十分考慮しつつ、入札参加業者数を増やす工夫を行うため、例えば海外プラントメーカー等の新規参入を促進する上からも、過度な実績主義は見直すべきである。このためにも、発注者側である市町村が多くのデータを基礎とした廃棄物処理施設の知識を活用できるようにする必要があり、(1) 及び の取組が非常に重要である。

・民間受注実績も評価すべき。また、下請け受注実績も評価すべき。 ・海外メーカーを考える場合には、その後のメンテナンスやアフターサービスが絶対条件である。	自治体
海外プラントメーカーや中小メーカー（JVを含む。）の参入を広く認める方向にすべき。	自治体
過度な実績主義の問題点を指摘しているが、一般的には実績が大きな判断材料となっている。そのため、新規参入に当たっては、技術検証制度などを充実・活用し、市町村等が困難に直面しないようにする必要がある。	メーカー

国において、(1) の分析を定期的に専門家の協力を得て行うべきである。その際、こうした活動が競争性の向上につながるよう、関係者・関係機関との連携を取ることが重要である。また、その活動の一環として、入札・落札価格や工事費用内訳書と発注仕様書について、海外のプラントメーカー又は日本のエンジニアリング企業等に依頼してレビューさせ、仕様と価格について、プラントメーカーと技術力の面で対等な民間の第三者による評価を行うことも考えられる。このようなピアレビューを実施することができないか検討すべきである。

このような第三者が存在し得るのか。コンサルタントの中にはプラントメーカーの退職者が担当者となっているケースもあり、中立性に疑問がある。	自治体
---	-----

また、複数の企業又は事業体が提案を競うことが、発注・選定方式において競争性を確保する大前提であり、複数の企業が競争に参加し、提案を競うようなインセンティブが働く構造をつくる必要がある。ところが、受注しようとする企業が詳細な技術提案を行う場合には相応の費用が発生するのに、通常、技術提案に対する対価は支払われていないため、むしろ企業は回収できない費用が発生することを避けようとし、競争に参加するインセンティブがそがれている場合もある。そこで、落選となる場合でも、詳細な技術提案に対して対価を支払うことが考えられる。現在の制度の下で実施する場合には制度的な工夫が必要と考えられるが、例えば、発注・選定を二段階で行い、まず概要レベルの提案（処理方式・機種・規模・総事業費の概算・性能上の利点等）を求め、その提案の中から優れた複数のものに絞り込み、対価を支払ってさらに詳細な最終提案を求め、もっとも有利な提案を選定するという方法が採れないか検討すべきである。

落選となる場合でも、技術提案に対して対価を払うことが一般的となるよう、国による積極的な導入に期待。しかし、「詳細な技術提案」の基準が明確でないと、市町村の出費が増えるだけとなる恐れがある。	自治体
技術提案に対する対価の支払いは不要と考える。	自治体
技術提案に対する対価の支払いが必要と考える。	自治体
総合評価落札方式（プロポーザル）の場合には、応募する労力、費用が大きく、落選した場合にはメーカー側の負担が大きい。そのため、技術提案に対する対価の支払いが確保されるようにしてもらいたい。	メーカー